

通学路交通安全対策連絡会設置要綱

第1条（目的）

この要綱は、長浜市内の通学路に関わる関係機関が相互に連携し、情報の交換、課題への対応策を検討するなど施策の調整や協力等を行うことにより、通学路における児童、生徒の交通事故防止を図ることを目的とする。

第2条（連絡会の設置）

第1条の目的を達成するため、通学路交通安全対策連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

第3条（組織）

- 1 連絡会は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。

長浜市関係

長浜市教育委員会

長浜市市民協働部市民活躍課

長浜市都市建設部道路河川課

長浜市役所北部振興局まちづくり推進課

長浜市役所北部振興局建設課

県土木関係

長浜土木事務所

長浜土木事務所木之本支所

警察関係

長浜警察署

木之本警察署

- 2 委員を連絡会に出席できない機関・団体は、全権を委任する機関・団体を指名する。

第4条（事務局・会議運営）

- 1 連絡会の事務局は、長浜市教育委員会とする。

事務局は、関係機関・団体と協議のうえ、年2回定例の連絡会を招集する。

- 2 その他、検討すべき事項が発生した場合、事務局は、関係機関・団体および個人の出席を求め、臨時の連絡会を招集する。

第5条（所掌事務）

- 1 連絡会は、別表1に定める「おうみ通学路交通アドバイザー」からの通学路の交通事故防止に関する提言、報告に基づいて検討を行う。

- 2 前項の提言等が無い場合であっても、第3条に定める機関・団体のいずれかが、次の事項について情報交換等が必要と認める場合は、連絡会を招集する。

- (1) 児童・生徒に対する交通安全教育、指導に関すること
- (2) 通学路の点検、整備に関すること
- (3) その他通学路の交通安全活動の推進に関すること

第6条（その他）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、第3条に定める機関・団体と事務局が協議のうえ、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

